様式中「様式（第２条、第６条関係）」を「様式（第２条関係）」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	同上
電気事業財務費用	同上

（特定小売供給約款において定めるべき事項）

第二十条　平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三　（略）

四　料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）第二十三条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価

五～十四　（略）

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　（略） ２　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。 一～三　（略） 四　送電費（発電所又は蓄電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 五　変電費（発電所又は蓄電所内に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 六　配電費（発電所又は蓄電所内に存する配電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。） 七・八　（略） ３～５　（略）	（基礎原価等項目の整理等） **第八条**　（略） ２　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として整理された額を、基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。 一～三　（略） 四　送電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第五号に規定する送電費をいう。以下同じ。） 五　変電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第六号に規定する変電費をいう。以下同じ。） 六　配電費（特定小売料金算定規則第二十条第一項第七号に規定する配電費をいう。以下同じ。） 七・八　（略） ３～５　（略）